

倉吉市上下水道局告示第28号

倉吉市上下水道局会計規程（昭和43年倉吉市水道事業管理規程第4号）第93条で規定する管理者が行う契約について定めた倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号。以下「規則」という。）第103条第1項本文（第117条において準用する場合を含む。）並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和5年度から令和6年度までの間において市が発注する水道事業の用に供する量水器の購入及び修理に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）について、次のとおり定めたので、令第167条の5第2項（第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び規則第103条第4項（第117条において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年12月20日

倉吉市長 広田 一恭

1 入札参加資格

入札参加資格を得ようとする者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとし、一般競争入札又は指名競争入札に参加させることができない者でないこと。
- (3) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に、個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に未納がないこと。
- (4) 市税（延滞金及び加算金を含む。）を課されている者にあつては、これに滞納がないこと。
- (5) 県内に本店を有する事業所にあつては、労働保険料に未納額がないこと。
- (6) 営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けている者であること。
- (7) 申請日において、継続して1年以上その営業に従事していること。
- (8) 経営状況を確認し、総合的に営業が安定していると認められること。
- (9) 倉吉市暴力団等排除条例（平成24年倉吉市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員並びに同号に規定する暴力団でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等を役員又は支店若しくは営業所の代表者等としている法人でないこと。
- (10) 2（1）により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

2 申請の方法

(1) 提出書類 入札参加資格を得ようとする者は、令和5・6年度倉吉市水道事業（量水器）入札参加資格審査申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

ア 委任状（様式第2号）（入札、見積り、契約の締結及び履行並びに代金の請求及び受領等の事務（以下「契約事務」とう。）を委任する場合に限る。）

イ 使用印鑑届（様式第3号）（契約事務において、印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。）

ウ 市税の課税・納付状況に係る確認についての同意書（様式第4号）

エ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第5号）

オ 量水器契約・納入実績（任意様式）（過去2年間の契約先（地方自治体等公共団体名）及び契約金額又は納入個数）

カ 法人にあつては、登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては、代表者の身分証明書及び登記されていないことの証明書（いずれも申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）

キ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書等（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）

ク 法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては、確定申告書等決算書類

ケ 営業に関し許可、認可、登録等を証する証明書の写し

コ 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）、個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書の写し（第9号書式その3の2）（いずれも申請日前3か月以内に発行されたものに限る）

サ 鳥取県内に本店を有する事業所にあつては、鳥取労働局が発行する労働保険料納付証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 提出の期間

定期受付は、令和5年1月6日（金）から令和5年2月10日（金）までの日（倉吉市の休日を含める条例（平成元年倉吉市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

随時受付は、令和5年3月6日（月）から令和6年6月28日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 提出方法

持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書郵便事業若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。この場合において、郵便又は信書便により提出するときは、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとする。

(4) 提出先

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市上下水道局業務課経営係（電話：0858-27-0633）

3 入札参加資格の決定

2（1）の申請の内容を審査し、1の要件を満たすと認める場合は、当該申請を行った者を入札参加資格を有する者（以下「入札参加有資格者」という。）として決定する。

4 入札参加資格の審査結果の通知等

- (1) 入札参加資格の審査の結果は、入札参加有資格者とならなかった者に、その旨の通知し、入札参加有資格者となった者には、通知しない。
- (2) 入札参加有資格者は、規則第103条第3項の規定に基づき作成した倉吉市水道事業（量水器）入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という）に登載する。なお、入札参加資格者名簿は、一般の者が閲覧できるものとする。

5 入札参加資格の有効期間

定期受付の場合の入札参加資格の有効期間は、令和5年4月1日（土）から令和7年3月31日（月）までとする。随時受付の場合は、入札参加資格者名簿に登録された日から令和7年3月31日（月）までとする。なお、随時受付の決定手続は、申請を受けた日の属する月の翌月の末日までに行うものとする。

6 登載・申請事項の変更

入札参加有資格者又は入札参加資格の申請をしている者で、入札参加資格者名簿に登載されている事項又は申請している事項に変更があった場合は、別に定める書類を添付のうえ倉吉市水道事業（量水器）入札参加資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出すること。

7 入札参加有資格者の取消し等

市は、4（2）の登載の後に入札参加有資格者が1の要件のいずれかを満たさないと認めるときは、当該入札参加有資格者に係る入札参加資格の決定を取り消すことができる。この場合において、市は、この取消しについて、当該入札参加有資格者に通知するものとする。